(二)　平成二十四年十二月十五日以後の場合
額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{80}{100}$×2

十七　中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十四年六月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一)　平成二十三年十二月十五日から平成二十四年六月十五日前までの間の場合
額面金額＋経過利子に相当する金額－（利子に相当する金額×$\frac{80}{100}$＋経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

(二)　平成二十三年十二月十五日前の場合
額面金額＋経過利子に相当する金額－（経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

十八　元利金支払場所

日本銀行

○文部科学省告示第百十七号

教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）第四条第二項の規定に基づき、平成二十三年度において教科用図書の検定の申請を行うことができる教科用図書の種目及び期間を次のとおり定める。

平成二十三年七月五日

文部科学大臣　高木　義明

高等学校用教科用図書（高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）に基づき教科用として編修された図書をいう。）

教科	受理種目	期間
主として専門学科において開設される各教科	水産	平成二十三年十月二十五日から同月二十八日まで
	水産海洋科学	
	船舶運用	
	機械設計工作	
	移動体通信工学	
	海洋通信技術	
	海洋環境	
	食品管理	
	マリンスポーツ	
家庭	消費生活	
	子ども文化	
	リビングデザイン	
	服飾文化	
	ファッションデザイン	
	食文化	
	調理	
	栄養	
	食品	
主として専門学科において開設される各教科	看護	平成二十三年十一月十四日から同月十七日まで
	成人看護	
	老年看護	
	精神看護	
	在宅看護	
	母性看護	
	小児看護	
	看護の統合と実践	
	農業	
	草花	
	食品製造	
	動物バイオテクノロジー	
	農業経済	
	食品流通	
	森林科学	
	森林経営	
	工業	
	生産システム技術	
	機械工作	
	機械設計	
	電子機械	
	自動車工学	
	自動車整備	
	電気基礎	
	電子回路	
	電子計測制御	